

第7章 応急手当

子どもの事故は保護者が子どもの発達を見据えて適確な対応をすることと、少し大きな子どもたちへ安全教育を実施することにより、大部分は防止可能とされるものの、事故を完全に防ぐことは難しい。このことより、不幸にして発生してしまった事故に対しては傷害の拡大を抑え、生命の確保や医療機関での治療を容易にするための応急手当が重要である。

以上のことより、保護者への応急手当の普及を行うことも広い意味での事故防止である。保護者への応急手当法の普及のための12種のリーフレットを作成したのでこれを利用して応急手当法の普及を行うとよい。

1. すり傷（擦過傷）・切り傷（切傷）・刺し傷（刺傷）
2. 骨折・脱臼・捻挫
3. 歯の外傷
4. 鼻出血
5. 頭部外傷（頭を打った）
6. 熱中症
7. 熱傷（やけど）
8. 目・耳・鼻の異物、虫刺され（虫刺症）
9. 誤飲、咽頭異物（窒息）
10. 心肺蘇生法
11. 乳幼児の応急手当のポイント